

被用者年金一元化の基本的な方針と進め方について

平成18年12月19日
政府・与党

被用者年金制度の一元化については、平成18年4月28日の閣議決定に基づき、制度の安定性・公平性を確保し、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、共済年金制度を厚生年金保険制度に合わせる方向を基本として行う。

具体的には、

- (1) 共済年金の1・2階部分の保険料率を引き上げ、厚生年金の保険料率に統一する。
- (2) 共済年金にある遺族年金の転給制度を廃止するなど、制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する。
- (3) 共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止する。新たな公務員制度としての仕組み等を設ける。
- (4) 追加費用の削減のため、税財源である恩給期間に係る給付について、本人の負担の差に着目して27%引き下げる。ただし、一定の配慮措置(給付額に対する減額率 $\leq 10\%$ 、減額後の給付額 ≥ 250 万円)を講じる。

また、上記閣議決定において今後の課題とされた以下の事項については、次に掲げる方針により、これを行うこととする。

1. 老齢年金の在職支給停止について

- (1) 老齢年金の在職支給停止は、今後、公務員OBが民間企業で勤める場合なども、民間企業OBが民間企業に勤める場合の減額方法(厚生年金の方法)と同じ方法に統一し、官民格差を解消する。
- (2) 現在、既に年金を受給しながら企業で働いている60歳台前半のOBについても、官民格差の早期解消とともに、新たに年金を受給し、厳しい減額がなされるOBとの公平性の観点から、一定の配慮措置を設けた上で、厚生年金と同様の措置を講じる。
- (3) 上記の60歳台前半のOBに関する在職支給停止の見直しとの均衡等から、平成19年4月に既に70歳以上となっている方についても、一定の配慮措置を設けた上で、所要の措置を講じる。

2. 障害年金の在職支給停止について

障害年金の在職支給停止については、これを行わない現行の厚生年金の取扱いに統一する。

3. 老齢年金の加給年金額に関する加入期間について

今後は、民間企業の期間と公務員及び私学教職員の期間を併せて20年以上であれば、加給年金が加算されるようにする。

4. 国会議員や地方議会議員の支給停止について

国会議員や地方議会議員の支給停止については、厚生年金においても、現行の共済年金と同様に、年金の支給停止を行う。

5. 地方公共団体の長の共済年金額の加算特例について

地方公共団体の長の共済年金額の加算特例については、厚生年金に合わせる観点から、廃止する。

6. 文官恩給について

文官恩給については、追加費用の減額の方法との均衡を考慮し、給付額を10%引き下げる。ただし、減額後の給付額が250万円を下回らないこととする。

7. 郵政公社、旧三公社等における追加費用について

郵政公社、NTT、JT及び(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構等が負担している税負担ではない追加費用に係る恩給期間の給付についても、税負担による追加費用に係る恩給期間の給付と同一の減額を行う。

8. 制度体系、事務組織、積立金の管理・運用について

(1) 被用者年金の太宗を占める厚生年金に、公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。

これにより、一層の少子高齢化等に備えた全被用者の支え合いによる厚生年金制度とするとともに、民間被用者、公務員及び私学教職員を通じて、同一保険料、同一給付を実現する。

(2) 1・2階部分の保険料収入及び積立金を被用者全体の共通財源とする。

また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上し、国民に開示する。

さらに、制度全体を通じた財政検証を定期的実施する。

(3) 事務組織については、無駄な投資を避け、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する。即ち、これらの事務組織が、共済組合員等に関する保険料徴収、積立金の管理・運用から年金給付までの一貫した厚生年金の事務処理を分担する。

なお、今後、情報処理技術の進歩等に合わせ、利便性が高く、より効率的な事務処理が行われるようにすることを検討する。

(4) 積立金の管理・運用については、厚生労働大臣が関係大臣の協力を得て、運用の基本的な方向性等を定め、運用状況等の評価を行い、国民に開示する。そのもとで、運用管理主体は、専門性を高めつつ、具体の運用ルール等を定め、積立金を運用に供する。

9. 新たな公務員制度としての仕組み等について

公的年金としての3階部分（職域部分）廃止に伴う新たな公務員制度としての仕組み等については、速やかに結論を得ることができるよう引き続き検討する。

10. 実施時期について

被用者年金制度の一元化の実施時期は、平成22年度を原則とする。

なお、追加費用及び文官恩給の減額については、平成20年度から実施する。また、9.については、検討結果を踏まえ、平成22年度から実施する。

◎国民年金特別会計基礎年金勘定の積立金について

被用者年金一元化に関する論点整理

平成17年12月7日
被用者年金制度の一元化等に関する関係省庁連絡会議

～抜 粋～

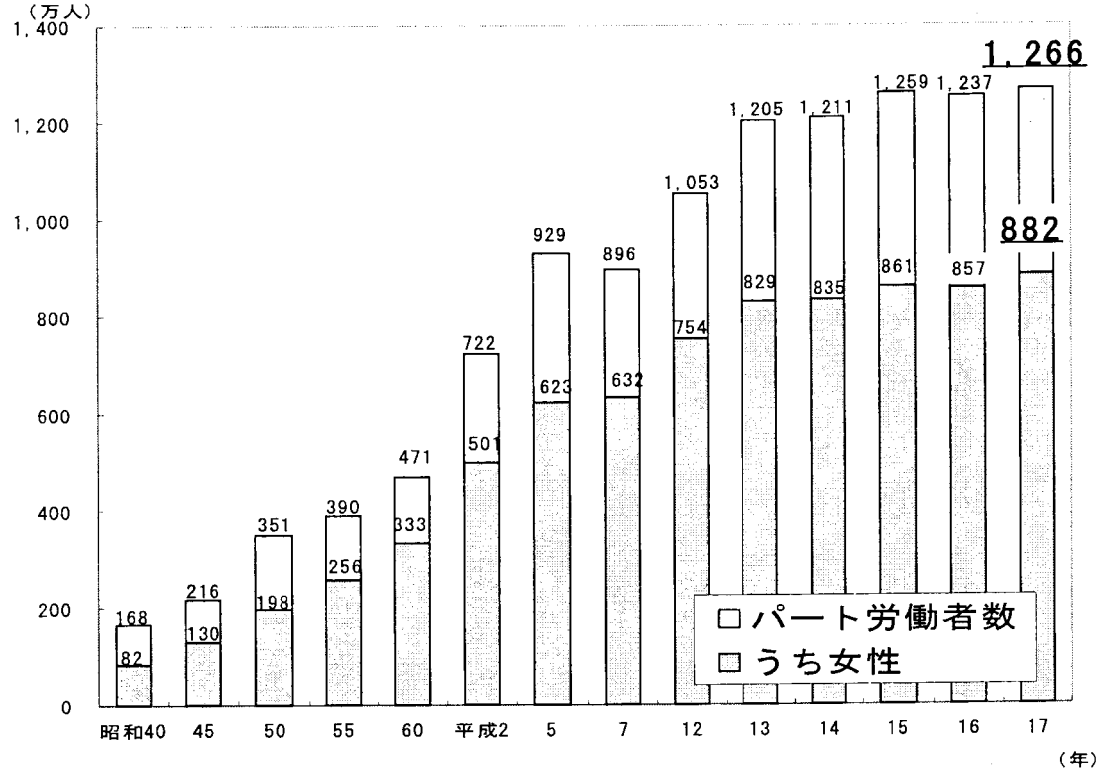
5. 積立金の取扱いについて

(参考) 国民年金に任意加入していた者に係る積立金

- ・ 被用者年金一元化そのもの問題ではないが、被用者年金の被保険者の被扶養配偶者（例：サラリーマン家庭の専業主婦）が国民年金に任意加入とされていた昭和60年改正（基礎年金の導入）前の時期に、元任意加入者が支払った保険料に係る積立金（7,246億円）が、グループ間の公平を図る観点から、第1号被保険者に係る国民年金勘定の積立金から切り離して基礎年金勘定の積立金とされている。
- ・ この積立金は、基礎年金拠出金の軽減等に充てることとされていたが、元任意加入者の配偶者がどの被用者年金に加入していたかの網羅的なデータがなかったこと等から、関係者間で具体的な取扱いの調整がつかず、当該積立金の元本はそのまま置かれ、運用収益（7,461億円：平成17年度予算）も、毎年度の基礎年金勘定の剰余金として繰り越している。
- ・ この問題については、当該積立金及び運用収益が各制度の共通財産という側面を有しており、被用者年金一元化後は「1・2階相当分」の積立金は、どこが管理するかに関係なく、被用者年金全体の「1・2階部分」の共通財源になることから、基礎年金勘定の予備費の問題と併せ、早急に関係者間で合意形成を図る必要がある。

○パート労働者は近年急増しており、平成17年には1,266万人に達し、非農林雇用者中に占める割合は24%と、約20年前の昭和55年の10%から大きく上昇している。
 ○また、近年、男性、女性ともに雇用者総数中に占めるパート労働者の割合は増加傾向にあり、女性雇用者中パート労働者の占める割合は40%、男性雇用者中パート労働者の占める割合は12%に達している。

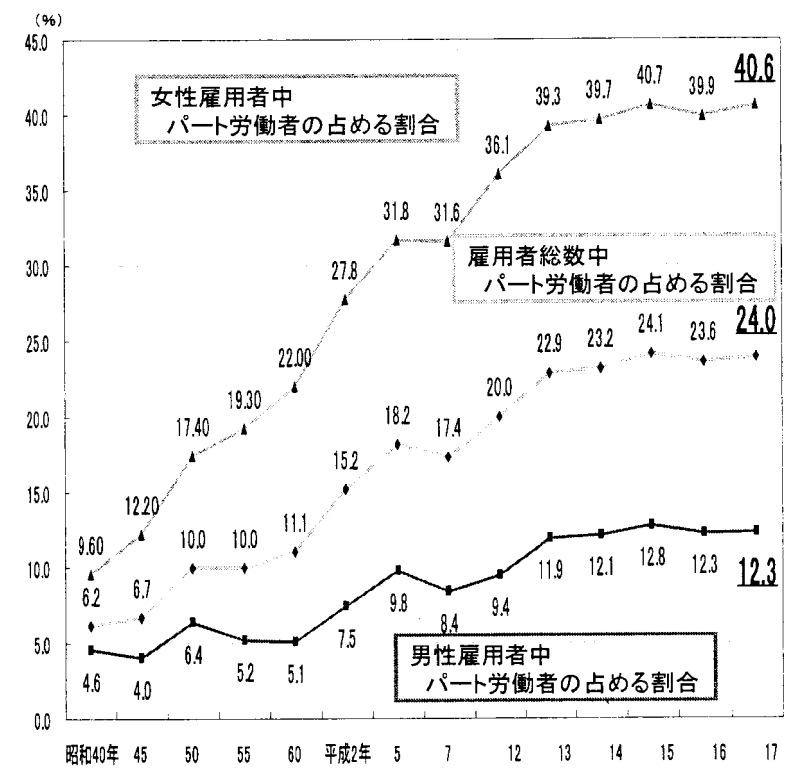
パート労働者数の推移



(注)パート労働者：週間就業時間が35時間未満の雇用者(農林業を除く)

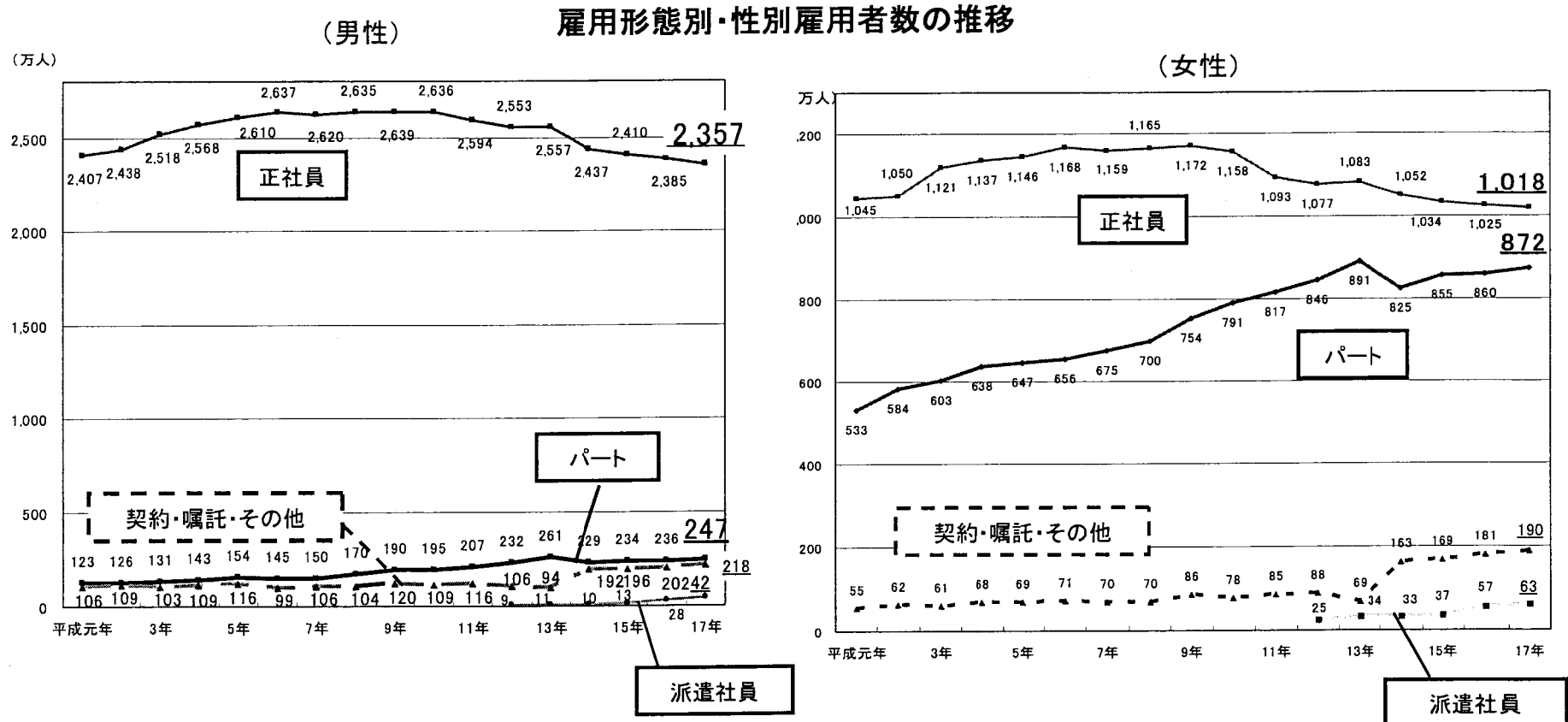
出典：労働力調査(総務省)

パート労働者の割合の推移



○正社員の数近年減少傾向にあるのに対し、パートの数は男性、女性ともに長期的に増加傾向にある。

○パートの数の増加は、労働需要側からみれば、産業構造の変化やグローバル化を背景とした企業のコスト意識の高まりが主因と考えられる一方、労働供給側からみれば、就業意識の多様化等を背景に、労働力を供給しやすい柔軟な形態として広がっている側面も強い。(平成18年版「労働経済の分析」より)



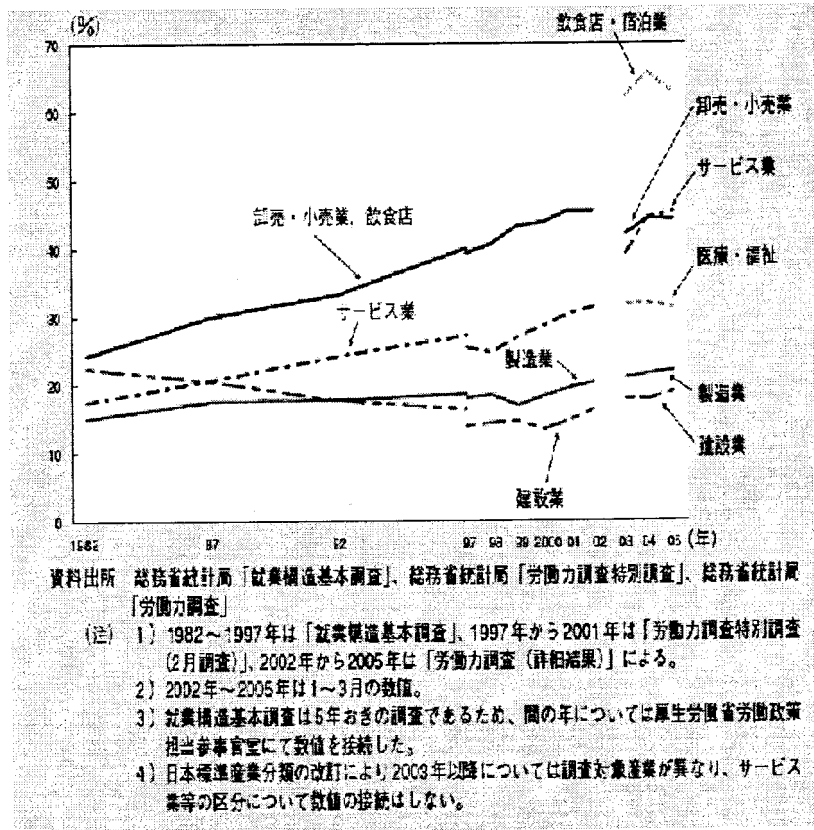
(注)「正社員」、「契約・嘱託・その他」、「派遣社員」は勤め先での呼称により分類。また、「パート」は勤め先で「パート・アルバイト」と呼称されている者。いずれも、農林業を含む全産業のもの。

出所:労働力調査特別調査/労働力調査(詳細結果)(総務省)

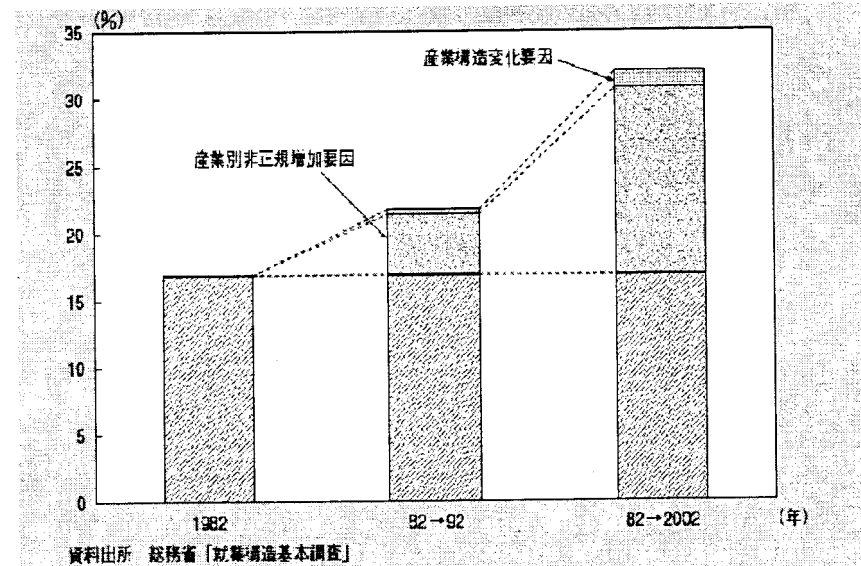
※平成13年以前は「労働力調査特別調査」(各年2月)、平成14年以降は「労働力調査(詳細結果)」(各年平均)の数値

○産業別の非正規雇用比率の推移をみると、1980年以降、建設業を除く産業でおおむね上昇しており、特に、卸売・小売業、飲食店及びサービス業での上昇幅が大きくなっている。
 ○近年の非正規雇用比率の高まりは、もともと非正規雇用比率の高い第3次産業の割合の上昇に伴うものであるというよりも、むしろ、各産業それぞれにおいて雇用の柔軟化がすすめられていることを主因とするものであるというができる。(平成18年版「労働経済の分析」より)

主な産業別非正規雇用比率の推移

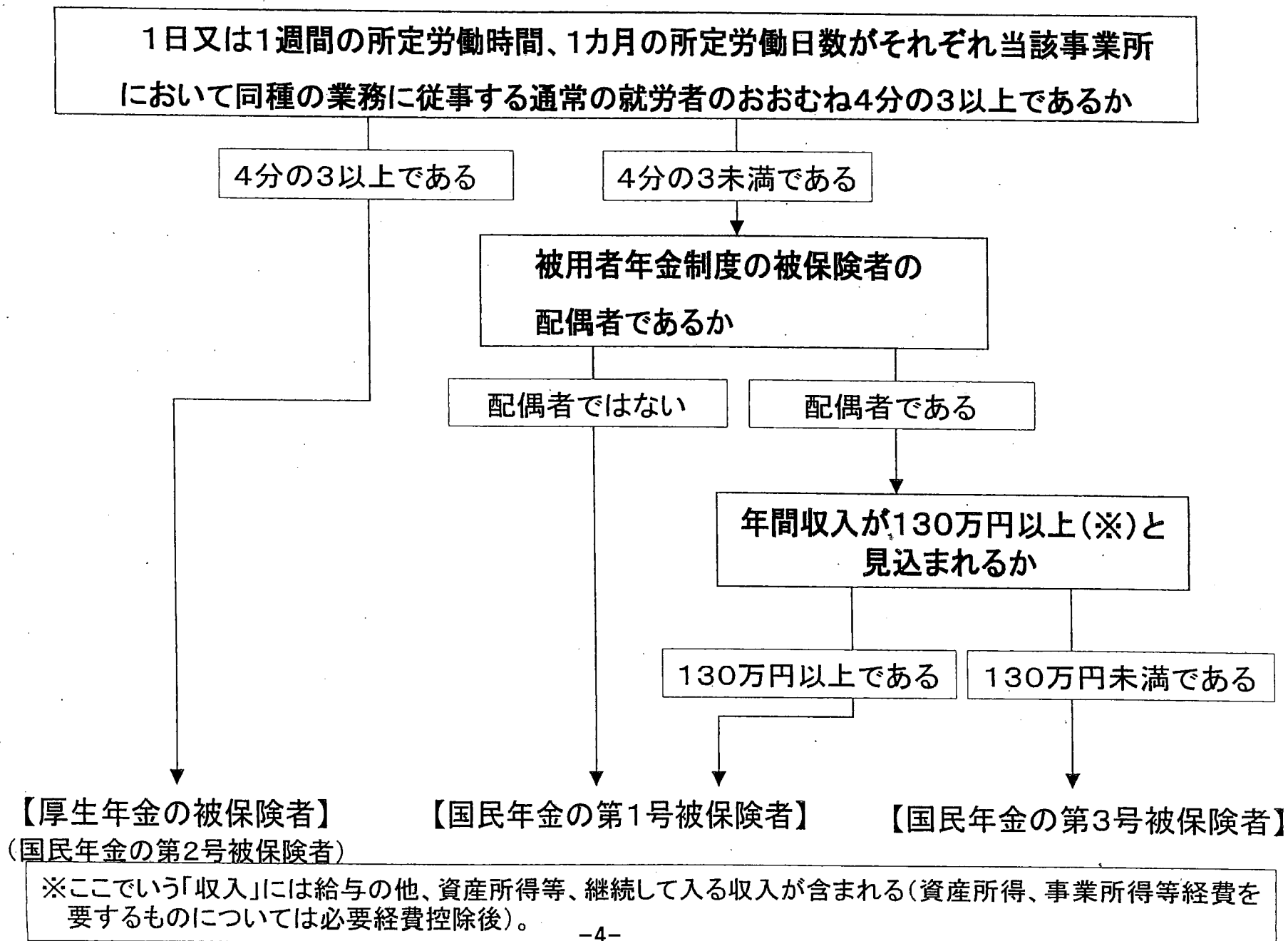


1982年～2002年間の非正規比率の上昇要因

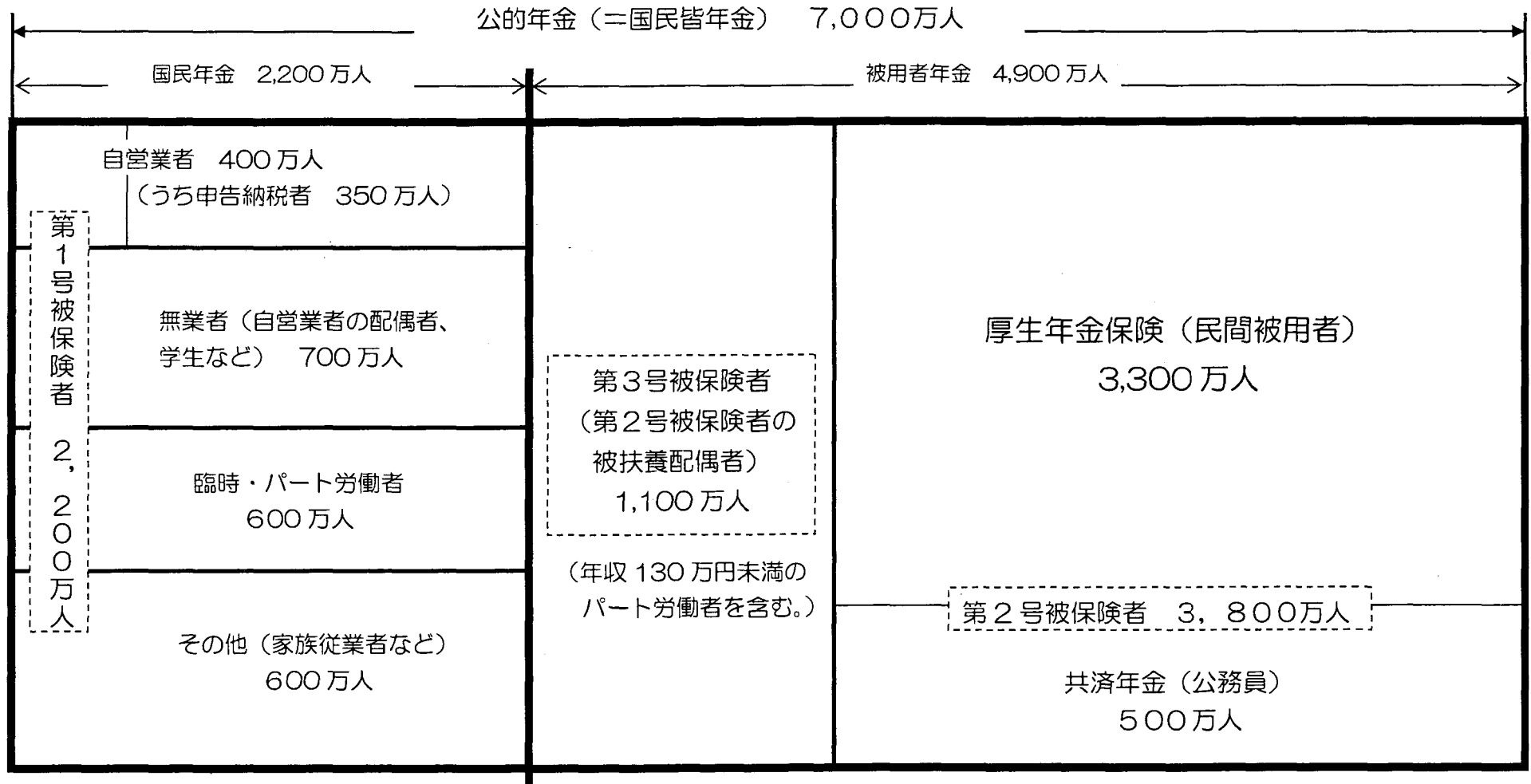


出所:「平成18年版 労働経済の分析」(厚生労働省)

短時間労働者への厚生年金・国民年金の適用について



公的年金制度の対象者



※ 平成18年3月末現在の人数（百万単位）。共済年金のみ平成17年3月末現在。

パート労働者への厚生年金の適用拡大に関する 平成16年改正時の経緯

○平成15年9月12日

社会保障審議会年金部会 「年金制度改革に関する意見」

- ・ 週所定労働時間が20時間以上の労働者まで適用を拡大する案
(収入要件(例:年間賃金65万円以上)を併用すべきとの意見もあった)

○平成15年11月17日

「持続可能な安心できる年金制度の構築に向けて」(厚生労働省案)

- ・ 週所定労働時間が20時間以上の労働者まで適用を拡大する案

○平成16年2月4日

与党年金制度改革協議会「平成16年年金制度改革について(合意)」

- ・ 関係団体等からのヒアリングを経て、法案に「施行後5年を目途として、総合的に検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるものとする」旨の検討規定を置くこととされた。

○平成16年改正法

附則において、「施行後5年を目途として、総合的に検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるものとする」旨の検討規定が置かれた。

各種政府報告等(抜粋)

- 「社会保障の在り方懇談会」最終報告(18年5月26日)
「非典型労働者にも雇用者としての社会保険の担い手の役割を付与するとともに、雇用者としての年金保障の充実を図る方向で、2004年(平成16年)の年金改正法附則の趣旨を踏まえ、検討を急ぐべきである。」「専業主婦(第3号被保険者)への年金適用の在り方という課題にも留意しつつ、検討を進める必要がある。」

- 「再チャレンジ推進会議」中間取りまとめ(18年5月30日)
「パート労働者の正規労働者との均衡ある処遇や、社会保険の適用拡大等正規・非正規労働を巡る問題に対処するための法的な整備等の取り組みを進める……」

- 「新しい少子化対策について」(18年6月20日少子化社会対策会議決定)
「正規労働者とパート労働者との間の均衡処遇を確保するために法的な整備を含め施策の強化を図るとともに、社会保険のパートタイム労働者への適用拡大を検討する。」

- 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(18年7月7日閣議決定)
「有期労働契約を巡るルール¹の明確化、パート労働者への社会保険の適用拡大や均衡処遇の推進等の問題に対処するための法的整備等や均衡ある能力開発等の取組を進め、正規・非正規労働者間の均衡処遇を目指す」

最近の動き

○平成18年9月29日 内閣総理大臣所信表明演説

「パート労働者への社会保険の適用拡大などを進めます。」

○平成18年10月2日 衆議院本会議 内閣総理大臣答弁

「パート労働者への社会保険の適用拡大・・・(中略)・・・など正規・非正規労働者間の均衡処遇の実現に向け、法的整備を含めた検討にしっかりと取り組んでまいる決意」

○平成18年10月6日 衆議院予算委員会 内閣総理大臣答弁

「経団連をはじめ財界の団体の方々にも、この方針についてはご説明をしているところ」「もちろんその中で、例えば、勤務の実態ということについては、ある程度の勤続の期間、また一週間にどれくらいの仕事をしているかということは、これは基本的に実態としてなければならない」

○平成18年10月26日 参議院厚生労働委員会 厚生労働大臣答弁

「これらの問題をこれからしっかり検討して、早急に結論を出して、拡大という基本方向に沿った具体案で実現をいたしたい」

○平成18年11月14日 与党年金制度改革協議会 合意文書

- (1) 短時間労働者に対する社会保険適用の取扱いは、将来の年金保障の充実に資するとともに、格差固定を避けるための再チャレンジ政策推進の観点からも重要課題であり、早期に具体的な方向付けを行う必要がある。
- (2) そのため、週労働時間のほか、勤続期間や正社員との関係等勤務実態を踏まえることが必要である。
- (3) また、中小零細企業に対する適切な配慮を行うとともに、激変緩和や経過措置に十分配慮するものとする。
- (4) 以上を踏まえ、政府においては可及的速やかに各方面の意見の聴取と整理に努められたい。

○平成 18 年 11 月 29 日 「短時間労働者への厚生年金等適用拡大反対協議会」
(流通・サービス業界の 17 団体) 決議
「パート労働者への厚生年金等適用拡大に断固反対する。」

○平成 18 年 11 月 30 日 経済財政諮問会議 内閣総理大臣から厚生労働大臣
への指示

「精力的に関係者からの意見聴取を行った上で、来年の通常国会への被用
者年金一元化法案の提出と併せ、実現できるように調整して頂きたい。」

○平成 18 年 12 月 12 日 参議院厚生労働委員会 厚生労働大臣答弁

「様々な論点につきまして、できるだけ早期に具体的な成案を得て、被用
者年金一元化に併せて、次期通常国会に法案が提出できるように努めてま
いりたい」

パート労働者への厚生年金の適用拡大に関し想定される主な論点

○ 厚生年金の適用対象となる者の範囲をどのように判断するか。

- ・週の労働時間について、平成16年改正時には雇用保険と同様の20時間を適用基準とすることが検討されたが、どう考えるか。
- ・雇用保険では勤続期間が一定期間以上の者を適用対象としているが、どう考えるか。
- ・収入の多寡、賃金水準の高低をどう取り扱うか。
- ・学生パートのような流動性の高いパートをどのように位置づけるか。 等

○ パート労働者の雇用への影響にどのように配慮するか。

- ・企業が、事業主負担を抑えるため、雇用自体を抑制したり、パート労働者に新たな基準以下の就業(労働時間の短縮等)を求めたりするのではないか。
- ・パート労働者が、保険料の負担増を避けるため、新たな基準以下の就業(労働時間の短縮等)に移行するのではないか。
- ・パート労働者の処遇面(給与等)に与える影響はどうか。 等

○ パート労働者が多く就業する企業への影響にどのように配慮するか。

- ・「企業規模」による取扱いの差異を設けるかどうか。
- ・「業種」による取扱いの差異を設けるかどうか。
- ・企業の事業主負担の激変緩和策の必要性について、どう考えるか。
- ・円滑に適用するための施行時期・経過措置をどのように設定するか。 等

○ その他

- ・医療保険の負担の変化(介護保険を含む)をどう考えるか。
- ・標準報酬の下限(現行9万8千円)を維持するか、パート労働者の収入実態に配慮し引き下げるか。引下げ後の下限は、パート労働者のみに適用するか。
- ・パート労働者の被扶養配偶者を、第3号被保険者として取り扱うべきか。
- ・引き続き国民年金の対象に残るパート労働者がある場合、その国民年金保険料の徴収の円滑化について、工夫が必要ではないか。
- ・新たな適用基準を法律に定めるかどうか。
- ・パート労働法による均衡処遇の推進等、他の再チャレンジ施策との整合性はどうか。
- ・現行の厚生年金適用対象者に対する適用の徹底をどう図るか。非適用業種の取扱いはどうするか。派遣・請負等の者に対する適用実態について、どう考えるか。
- ・第3号被保険者に関する保険料負担の不公平感について、どう考えるか。等